

## 平成 26 年第 1 回設楽町議会定例会（第 3 日）会議録

平成 26 年 3 月 25 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会（第 3 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |        |         |
|---------|--------|---------|
| 2 金田文子  | 3 松下好延 |         |
| 4 夏目忠昭  | 5 渡邊勲  | 6 村松修   |
| 7 鈴木藤雄  | 8 伊藤武  | 9 熊谷勝   |
| 10 田中邦利 | 11 土屋浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 1 金田敏行

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	氏原哲哉
企画課長兼税務課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	佐々木義典	生活課長	滝元光男
建設課長	原田直幸	町民課長	鈴木伸勝
教育課長	鈴木正吾	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	片桐洋人	住民課長	松井利文

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝 書記 金田美咲

5 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 佐々木輝

6 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 1 号

指定管理者の指定について

(総務建設委員長報告)

日程第 3 議案第 2 号

町道路線の認定について

(総務建設委員長報告)

日程第 4 議案第 3 号

町道路線の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第 5 議案第 8 号

- 設楽町農林業担い手支援住宅条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 6 議案第 9 号  
設楽町つぐ診療所医師住宅条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 7 議案第 10 号  
設楽町課設置条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 8 議案第 11 号  
設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 9 議案第 12 号  
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 10 議案第 13 号  
設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 11 議案第 14 号  
設楽町使用料条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 12 議案第 15 号  
設楽町行政財産特別使用に係る使用料条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 13 議案第 16 号  
設楽町手数料条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 14 議案第 17 号  
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 15 議案第 20 号  
設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 16 議案第 21 号  
設楽町簡易水道等事業分担金条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)

- 日程第 17 議案第 22 号  
設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 18 議案第 23 号  
設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 19 議案第 24 号  
設楽町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 20 議案第 25 号  
設楽町情報ネットワーク条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 21 議案第 26 号  
設楽町津具復元木地師家屋条例を廃止する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 22 議案第 27 号  
設楽町立学校建設基金条例を廃止する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 23 議案第 28 号  
平成 25 年度設楽町一般会計補正予算 (第 4 号)  
(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)
- 日程第 24 議案第 29 号  
平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 25 議案第 30 号  
平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 26 議案第 31 号  
平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算 (第 4 号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 27 議案第 32 号  
平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 28 議案第 33 号  
平成 25 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算 (第 2 号)  
(文教厚生委員長報告)

- 日程第 29 議案第 34 号  
平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 3 号）  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 30 議案第 35 号  
平成 25 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 2 号）  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 31 議案第 36 号  
平成 25 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 32 議案第 37 号  
平成 26 年度設楽町一般会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 33 議案第 38 号  
平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 34 議案第 39 号  
平成 26 年度設楽町介護保険特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 35 議案第 40 号  
平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 36 議案第 41 号  
平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 37 議案第 42 号  
平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 38 議案第 43 号  
平成 26 年度設楽町町営バス特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 39 議案第 44 号  
平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 40 議案第 45 号  
平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 41 議案第 46 号  
平成 26 年度設楽町田口財産区特別会計予算

- 日程第 42 議案第 47 号  
平成 26 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 43 議案第 48 号  
平成 26 年度設楽町名倉財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 44 議案第 49 号  
平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 45 議案第 50 号  
平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 46 請願第 1 号  
新聞の軽減税率に関する請願書  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 47 請願第 2 号  
名倉地区における風力発電所計画に関する請願  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 48 所掌事務の調査報告  
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 49 発委第 1 号  
設楽町議会委員会条例の一部を改正する条例について  
(追加)
- 日程第 50 議案第 51 号  
公の施設の区域外設置に関する協議について  
(追加)
- 日程第 51 議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)
- 日程第 52 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)

## 会 議 録

開議 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は、11 名です。なお金田敏行君よりお父さんの逝去に伴います欠席届が出ておりますので、御報告を申し上げます。お悔やみを申し上げたいと思います。定足数に達していますので、平成 26 年第 1 回設楽町議会定例会(第 3 日)を開会します。

議長 本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 おはようございます。桜が鮮やかに咲く季節となってきました。いよいよ平成25年度も年度末を迎えまして、残すところ1週間足らずという状況になったところでございます。議員各位におかれましては年度末、お忙しい中を3月議会定例会最終日に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本定例会におかれましては、会期も長く平成26年度当初予算をはじめ、補正予算、条例制定、改正、町道路線の認定、変更など議員の皆様方には大変多くの議案について慎重審議を賜りまして、無事に最終日を迎えることができましたことを感謝申し上げます。さて、平成25年度は新庁舎の落成、移転をはじめ愛知県知事におけます、設楽ダムに対する建設容認、待望の主要地方道設楽根羽線の整備事業着手、また農林業担い手支援住宅やつぐ診療所医師住宅の建設など、本町の町政推進において、大変節目となる年度でもありました。これもひとえに議員各位の御理解、御協力の賜となりまして、新年度におかれましても町政発展のため邁進してまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。さて、本日は議会初日の行政報告でお願いをいたしました、豊根村の村営バス乗り入れに係る公の施設の区域外設置に関する協議の1件を追加上程させていただきましたので、慎重審議のうえ適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

8伊藤 おはようございます。平成26年第1回定例会第3日の運営について、3月20日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1「諸般の報告」は議長より報告があります。日程第2議案第1号から順次一件ごとに上程します。上程方法については日程第2議案第1号から日程第31議案第36号までと、日程第32議案第37号から日程第45議案第50号までと、日程第46請願第1号から日程第47請願第2号までは一括上程とします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願いします。

---

議長 日程第1「諸般の報告」を、行います。議長として例月出納検査について報告をします。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成26年2月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第2、議案第1号「指定管理者の指定について」から日程第31、議案第36号「設楽町津具財産区特別会計補正予算(第1号)」までを一括議題とします。

本案は総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

3 松下 それでは、総務建設委員会の所管の報告をいたします。平成 26 年第 1 回総務建設委員会を 3 月 18 日午後 3 時 15 分より総務建設委員会を開催いたしました。出席者は議員 6 名全員です。今回、総務建設委員会における審査事件は、付託されました議案 18 案につきまして審議しました。審議の結果を報告します。議案第 1 号「指定管理者の指定について」、議案第 2 号「町道路線の認定について」、議案第 3 号「町道路線の変更について」、議案第 8 号「設楽町農林業担い手支援住宅条例について」、議案第 10 号「設楽町課設置条例の一部を改正する条例について」、議案第 11 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 12 号「設楽町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 13 号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 14 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」、議案第 15 号「設楽町行政財産特別使用に係る使用料条例の一部を改正する条例について」、議案第 16 号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」、議案第 25 号「設楽町情報ネットワーク条例の一部を改正する条例について」、議案第 28 号「平成 25 年度設楽町一般会計補正予算(第 4 号)」、議案第 34 号「平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 3 号)」、議案第 35 号「平成 25 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第 2 号)」、議案第 36 号「平成 25 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第 1 号)」、審議の結果いずれの議案も可決すべきものと決しました。なお、請願 2 件につきましては後で報告させていただきます。以上で報告を終わります。

4 夏目 先ほど議長から報告がありましたように、金田敏行議員は家族の御不幸がございましたので、私、文教厚生委員会副委員長、代理で委員長報告をさせていただきます。3 月 19 日水曜日、15 時 15 分から文教厚生委員会を開催いたしました。出席議員は 6 名全員でございます。執行部のほうは町長以下 10 名出席の中、付託事件 15 件を審議しました。審議の結果を報告します。議案第 9 号「設楽町つぐ診療所医師住宅条例について」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。議案第 17 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論なし、賛成多数で原案どおり可決。議案第 20 号「設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論なし、賛成多数で原案どおり可決。議案第 21 号「設楽町簡易水道等事業分担金条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、賛成多数で原案どおり可決。議案第 22 号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、賛成多数で原案どおり可決。議案第 23 号「設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、賛成多数で原案どおり可決。議案第 24 号「設

楽町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決。議案第 26 号「設楽町津具復元木地師家屋条例を廃止する条例について」質疑 1 件、廃止の理由についてでございます。討論なし、全員賛成で原案どおり可決。議案第 27 号「設楽町立学校建設基金条例を廃止する条例について」質疑 1 件、条例設置の趣旨についてありました。討論なし、全員賛成で原案どおり可決。議案第 28 号「平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決。議案第 29 号「平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」質疑 2 件、保険料と療養給付費交付金の変動理由につきましてでございます。討論なし、全員賛成で原案どおり可決。議案第 30 号「平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」質疑 1 件、介護保険サービス給付金の増加理由についてでございます。討論なし、全員賛成で原案どおり可決。議案第 31 号「平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 4 号）」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決。議案第 32 号「平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決。議案第 33 号「平成 25 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決。その他なしでございます。以上で文教厚生委員会の報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

---

議長 議案第 1 号「指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 1 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 2 号「町道路線の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第3号「町道路線の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第8号「設楽町農林業担い手支援住宅条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第9号「設楽町つぐ診療所医師住宅条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第9号を採決します。採決は、起立によって行いま

す。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第10号「設楽町課設置条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第11号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第11号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第12号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 私は、議案第12号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」反対の立場から討論するもので

あります。御案内のようにこの条例改正は、新たに役場庁内に窓口事務員と介護認定調査員を配置することに伴う改正であります。議会初日の質疑でも申し上げましたけれども、今、非正規雇用が社会問題になっております。どういうふうに社会問題化してるかっていうのは、この後、新年度予算の討論でも詳しく申し上げますので、それは割愛させていただきますけれども、とにかくですね、役場職員の雇用の非正規化を進めるものであると思わざるを得ません。よってこの条例には反対といたします。以上です。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 熊谷 私は賛成の立場で討論させていただきます。この時代において窓口等に職員を配置するのは大変いいことだと、全面的に賛成をする次第でございます。

議長 ほかに、討論はありませんか。

(討論なし)

議長 これで、討論を終わります。議案第 12 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 13 号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 13 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 14 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 議案第 14 号は設楽町使用料に消費税の増税分を転嫁しようということで、使用料の引き上げをしようとするものであります。御案内のように、一般会計に

かかわる歳入の消費税課税は消費税法で免除されております。今、町民生活や地域経済の現状から見まして、消費税増税を町使用料に一律に転嫁すべきではないと思います。よってこの使用料条例の改正に反対するものであります。以上。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11 土屋 私は賛成の立場で討論いたします。消費税の使い道に関しましては、国のほうでいろいろ考えられております。適正に上げられるのであれば、適正に対処すべきだと思いますので、賛成といたします。

議長 ほかに、討論はありませんか。

(討論なし)

議長 これで、討論を終わります。議案第 14 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 15 号「設楽町行政財産特別使用に係る使用料条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 15 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 16 号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 これも消費税課税であります。それに伴う引き上げであります。よって反対するものであります。議案16号、20号、21号、22号、23号、25号は同じような趣旨で反対しますので、簡易水道については特別、また反対討論を申し上げますが、以下は同じでありますので省略させていただきます。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11 土屋 賛成の立場で討論いたしますが、理由につきましては、先ほどと一緒ですの

で、控えたいと思います。

議長 ほかに、討論はありませんか。

(討論なし)

議長 これで、討論を終わります。議案第 16 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 17 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 17 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 20 号「設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 私は、議案第 20 号「設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について」反対の立場から討論いたします。この簡易水道の給水条例を変更する主な理由は、消費税の増税分を水道料に転嫁しようというものでありますが、これも本会議での議案質疑で申し上げたとおりですね、まだ設楽町地域におきましては、アベノミクス等による経済好転は見られないわけで、それどころかですね、いろいろな物価が上昇しまして、町民の生活が見てみますと、以前より私は苦しくなっているのではないかと思います。今、水道料に消費税を転嫁すればですね、町民の生活や、ひいては地域経済に大きな悪影響を与えることとなります。水道料はしかも、値上げしたばかりでもありますので、当然のように消費税を転嫁しようとしていることには私は理解できません。本会議質疑のやりとりの中でですね、担当課長はいろいろな施設更新の費用も準備していかなければならないからと理由をおっしゃっていましたが、地方消費税が 2,000 万余増額をされており

ます。こういうお金を財源にしてですね、値上げを引きとめるということを検討できないかというふうにも思います。以上、反対して討論といたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7 鈴木 私は賛成の立場から討論させていただきます。消費税は国の財政を立て直すための大事な課税であります。適正に課税されているようであれば、賛成とさせていただきます。

議長 ほかに、討論はありませんか。

(討論なし)

議長 これで、討論を終わります。議案第 20 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 21 号「設楽町簡易水道等事業分担金条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 21 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 22 号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 22 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 23 号「設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 23 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 24 号「設楽町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 24 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 25 号「設楽町情報ネットワーク条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 25 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 26 号「設楽町津具復元木地師家屋条例を廃止する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 26 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 27 号「設楽町立学校建設基金条例を廃止する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 27 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 28 号「平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 28 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 29 号「平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 29 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 30 号「平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 30 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 31 号「平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 4 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 31 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 32 号「平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第 3 号)」の  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 32 号を採決します。採決は、起立によって行い  
ます。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定すること  
に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 33 号「平成 25 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第 2 号)」の  
委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 33 号を採決します。採決は、起立によって行い  
ます。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定すること  
に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 34 号「平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 3 号)」  
の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 34 号を採決します。採決は、起立によって行い  
ます。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定すること  
に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 34 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 35 号「平成 25 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第 2 号)」の

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 35 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 35 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 36 号「平成 25 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 36 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 36 号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは 10 時まで休憩といたします。

---

休憩 午前 9 時 50 分

再開 午前 10 時 00 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第 32、議案第 37 号「平成 26 年度設楽町一般会計予算」から日程第 45、議案第 50 号「平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計予算」の 14 議案を一括議題とします。

議長 本案は、予算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

11 土屋 予算特別委員会の報告をしたいと思います。設楽町議会予算特別委員会は、平成 26 年度第 1 回議会定例会第 1 日において付託されました、平成 26 年度設楽町一般会計予算及び 13 特別会計予算について、平成 26 年 3 月 18 日及び 3 月 19 日に委員 11 名全員出席のもと、予算特別委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。議案第 37 号「平成 26 年度設楽町一般会計予算」については総務建設委員会所管、文教厚生委員会所管の順に審査し、質疑は 77 件ありました。賛成多数に

より原案を可決すべきものと決しました。次に 13 特別会計予算について審査をしました。議案第 38 号「平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」から議案第 50 号「平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計予算」までの 13 特別会計における質疑は、議案第 38 号「平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」については質疑 2 件でした。議案第 39 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計予算」については質疑 2 件でした。議案第 40 号「平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」については質疑 2 件でした。議案第 41 号「平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計予算」については質疑 1 件でした。議案第 42 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」については質疑 3 件でした。議案第 43 号「平成 26 年度設楽町町営バス特別会計予算」については質疑 1 件でした。議案第 44 号「平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」については質疑 2 件でした。議案第 45 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計予算」については質疑 3 件でした。議案第 46 号「平成 26 年度設楽町田口財産区特別会計予算」から議案第 50 号「平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計予算」までの 5 特別会計につきましては、質疑はありませんでした。13 特別会計とも原案を可決すべきものと決しました。以上で設楽町議会予算特別委員会の報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は 1 件ごとに行います。

---

議長 議案第 37 号「平成 26 年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

2 金田 反対の立場で討論いたします。人口の急速、急激な減少は確かな未来となっております。人口減少下の地域町づくりでは、持続可能性がキーワードです。財政においては持続可能が大前提で、予算編成方針にマイナス 5%との数字が指示されていたのは、無駄を廃し持続性に配慮したものと理解いたしました。厳しいやりくりの中でも、子供医療費 18 歳まで無料化、介護予防活動団体支援の補助制度など今ここで暮らしている住民の命を大切にしている独自政策を継続していることは、大変ありがたく、高く評価します。社会資本整備においては、人口減少下でも安定的に経営できるように十分考えなければなりません。既設の施設等については、長寿命化対策を行い、新設のものについては、将来の維持、更新まで視野に入れて計画することが常識です。私たちは、水特法に基づく整備事業について様々な社会資本整備をお願いしているわけですが、この事業についても持続可能の視点が重要です。水特法のメニューはいわゆる箱物をつくるというメニューしかありませんので、おまけに下流域の方々や国県税金がたくさん投入されますので、持続可能性をきちんと検討するのは私たちの責務、設楽町民の責務だと思います。将来世代に負担を残し、公共事業を栄えて民減ぶという状況を招いてはなりません。しかるに歴史資料館の建設、下水道事業において基礎調査が不十分であるという指摘があります。住民が具体的に考えることができる資料、情報の公

開がないまま、まだ説明も不十分なまま進めようとしている。この点が不信を招いているところです。下水道事業においては市町村設置型の個別処理、合併浄化槽に着眼しながらも、田口地区について個別処理の方法についてを検討対象としていません。集合処理と共に市町村設置型個別処理の方法についても調査しなければ、持続可能性の検討はできません。よって、持続可能性の検討ができる調査不十分のまま、進めようとしている一般会計予算には賛成できませんので不可とします。以上です。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 夏目 私は賛成の立場で討論させていただきます。下水道事業につきましては、田口地区住民の旧来からの熱烈なる要望がございます。加えて田口地区そのものにつきましては、津具、名倉地区に比べてですね、市街地密集地が多く点在と離れた集落を結ぶような施設ではございません。したがって、本管工事等につきましても、当初は清崎・田内地区のほうまで国道 257 号線をつなぐような建設計画でありましたが、それを田口地区 1 本に絞り、清崎・田内は合併処理浄化槽で対応するというような修正案がなされております。現在、処理場の用地建設の場所の確定などいろいろな問題がございますが、それは諸般これから検討されていく問題でございます。田口地区市街地につきましてはですね、密集地で現在の合併浄化槽なり単独浄化槽なりを個人のほうがやる場合に、町村がやった場合でも一緒でございますが、ほとんど国道 257 号線、それから県道沿いの家屋につきましては、家屋の下を掘り起こしてですね、家屋を修理しながら新たな合併浄化槽を設置しなければならない現状がございます。単に浄化槽処理をですね、変更するというだけではなくて、個人の家屋のほうまで相当数、手をつけなければならない。この辺が市街化区域に住んでいる住民の一番の技術的な、または個人の財政的な問題でございます。したがって、早めにそういうような市町村設置の集合処理施設をやっていただいでですね、そして住みやすい町をつくっていただきたいという要望が私のほうにいろいろ聞いてございますので、そういう観点からも、また鹿島川も先般の報告では相当河川の汚水が進んでいるという状況の中で、親水河川化するためにもですね、こういうような集合処理、これをしていただいで現在の合併処理の中ではどうしても臭い、年間相当の収集処理をしなくてはならないという現状の中では、やはりこういうような下水道施設の設置は望まれているところがございますので、私は賛成の立場でこういうことをさせていただきました。その他に本予算につきましては、ジビエの処理加工施設の整備ですとか、それから防犯灯の設置につきまして新たな施策もございますので、そういうものを含めながら、ただ私個人としましてはですね、一般質問したように設楽町のますますの活性化が必要ということで、人口の現象を食いとめるなり、微増するためのこれからのいろいろな施策を執行部は考えていただいで、町民の活性化、そして人口が増えるというようなところまで、施策をやっていただいでることを期待しながら本予算を可とするようなことで賛成いたします。以上です。

議長 ほかに、討論はありませんか。

10 田中 私は日本共産党を代表して、平成 26 年度一般会計予算に反対しまして討論を行うものであります。反対の理由を述べます。安倍自公政権による消費税増税、社会保障改悪、TPP 推進などにより町民の暮らしや地域経済に深刻な影響が出ようとしております。消費税増税は史上空前の 8 兆円にも及ぶ大增税となり、経済と国民生活を直撃しようとしております。この地域ではアベノミクスによる経済好転は見られず、それどころか物価上昇で町民の生活は以前より苦しくなっています。このようなときに新年度予算では、使用料や水道料、下水道料など公共料金に消費税増税分を上乗せする内容になっております。消費税増税を町公共料金に転嫁すれば、町民生活ひいては地域経済に大きな悪影響を与えることとなります。町公共料金への消費税転嫁は断じて認めるわけにはいきません。新年度町予算は、消費税増税の影響緩和策として、臨時福祉給付金、子育て特例給付金を計上しましたが、国のトンネル予算であり 1 回限りの対策に過ぎません。使用料など自治体の一般会計にかかわる歳入の消費税課税は、消費税法第 60 条第 1 項で免除をされています。つまり、一般会計については歳出にかかわる消費税負担と歳入に係る消費税分を同額とみなして、税務署への納税が免除されております。したがって、消費税を転嫁するかどうかは自治体の裁量で決定できるとも言えます。町長施政方針では、政治経済の先行きが厳しい状況下にあって町民が安心して暮らせる予算として編成することが肝要と述べておりました。しかし、ちっとも安心して暮らせる予算にはなっていないのではないかと、消費税の転嫁の条例、予算編成を見ましてそう思いました。次に安倍政権の発足で凍結されていた大型プロジェクトを復活させる動きが顕在化すると共に、抑制されてきた大型公共事業のばらまきが国土強靱化を看板に復活をしてくれています。そうした影響を受けてか、愛知県政大村知事は、設楽ダム建設容認にかじを切り設楽町政はそれを歓迎して設楽ダム水源地域整備計画に基づき実施する事業を重点とし、優先的に予算化をしております。しかし、水源地域整備事業で一部ではなく、皆が潤う具体的な施策は何一つ示せずしております。皆が潤うというのを町民一人一人の懐が豊かになるというふうに解釈するとそうなります。ただこの中でですね、定住子育て、住民生活の安心安全をダム事業と同列に今回置いておりますのは、横山町政の変化として私注目をするものであります。次に大型公共事業の大盤振る舞いは、必然的に財政の浪費を招きます。設楽ダムの建設そのものが無駄な大型開発であるし、歴史民俗資料館は 10 億にも及ぶ建設事業ですが費用に対する効果の合理的な説明を抜きにして、進められようとしています。また、花の山公園整備も願望が先行しているように思います。これらは無駄遣いに終わる可能性が大きいことを指摘し、見直しを要求し反対するものであります。

次に賃上げが景気復帰回復の鍵だと言われております。この 10 年来、賃金が下がった大きな要因は非正規雇用の労働者がふえたためです。今、一部大企業のベースアップがと言われておりますが、非正規雇用をふやして賃金全体が上がるは

ずがありません。非正規雇用によって人件費を抑制してきたために、日本社会は長くデフレから脱却できないできました。正規雇用を原則とすることを景気回復の確かな道のりであると考えます。子どもセンターの職員の増員により、児童福祉の前進が期待できます。しかし、本庁の新たな事務員も合わせて嘱託員で対応しようとしております。自治体みずから非正規雇用をふやすようでは、景気回復に逆行することになります。役場正職員と同じ仕事をする嘱託員や臨時職員は正規雇用とするよう求めるものであります。日本政府のTPP参加は農林水産業と農村に壊滅的打撃を与え、中山間地のありようが根本的に変えられてしまうものであります。TPP対応の一つとして人農地プランがあり、人農地プランを基礎として地域の中心となる経営体を育成し、農地の集積を図るとしてしております。具体的な予算化も見られますが、これがなぜ地域農業を再生することになるのか、私には理解できません。経営体育成支援事業等の施策等が計上されておりますが、家族経営を基本とした支援策こそ、地域農業を活性化していくことにはないかと思えます。最後に社会保障、税番号制度、マイナンバー制は、税と社会保障の個人情報を一括管理して、徴税強化、給付抑制を狙うとともに、権力による国民監視やプライバシーの問題などが危惧されるものでありまして、また一方で、この制度を導入する必要性は全く見あたらず、反対するものであります。以上、4点か5点挙げまして、平成26年度一般会計予算に対する反対討論といたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

3 松下 26年度の新年度予算についてのすさまじい反対討論がなされましたが、私は論点を絞って賛成の立場で討論させていただきます。まず消費税の議論については、議論は大変多くあると思いますが、今後の日本の行く末を考え、適切に使用されると私は思うので、消費税については賛成の立場をとらせていただきます。また、ダムに絡みます大型公共事業の促進、それから設楽町全員が潤う施策にしたほうが良いという意見がありましたが、全体の住民全てが潤うというのはなかなか難しい話で、潤うというのはお金の回りが順番に来ますので、あるところにあったものが順番に動いていくということですので私はそういう意味合いで、ダムに関しましても、また新しい公共事業、資料館のお話、下水の話も今後、設楽町の新しい役員執行部が大変やる気のある態勢でこれから進むと、私は思っておりますので、それを期待しながら賛成の立場で討論させていただきます。以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

議長 これで、討論を終わります。議案第37号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 38 号「平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 38 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 38 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 39 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 39 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 40 号「平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 40 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 41 号「平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 41 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定

することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 41 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 42 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 42 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 42 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 43 号「平成 26 年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 43 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 43 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 44 号「平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 44 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 44 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 45 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 45 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立 多数 です。議案第 45 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 46 号「平成 26 年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 46 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 47 号「平成 26 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 47 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 48 号「平成 26 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 48 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 49 号「平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 49 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 49 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 50 号「平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 50 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 50 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 日程第 46、請願第 1 号「新聞の軽減税率に関する請願書」と日程第 47、請願第 2 号「名倉地区における風力発電所計画に関する請願書」、2 議案を一括議題とします。

議長 本案は、総務建設委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

3 松下 それでは総務建設委員会に付託されました請願 2 件について審議の報告をいたします。請願第 1 号「新聞軽減税率に関する請願書」につきましては、意見が 3 件出ました。採決の結果、趣旨採択となりました。請願第 2 号「名倉地区における風力発電所計画に関する請願書」につきましては、意見 5 件、採決の結果、趣旨採択。結果 2 つの請願につきましては、趣旨採択すべきものと決しました。以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。請願第 1 号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。請願第 1 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定すること

とに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。請願第1号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

---

議長 請願第2号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

5 渡邊 この請願について、名倉住民4回説明会、勉強会を開きました。その中で住民はまだ十分理解をしきれていないということです。特に建設場所が小学校、障害者の施設、そして住民の近い位置に建設されようとしているということです。もう1点は国による、医者による疫学的調査が全くされていないということで、ますます住民の不安感をあおっているということでもあります。風力発電はクリーンなものという意識はほとんどの住民の方は持っていますが、問題はちょっと近すぎるということで住民が悩んでいるということでありまして、請願の事項としては、風力発電計画を少し、理解できるまで建設計画を時間的な余裕が欲しいという趣旨のものであります。そういった点で、私は採択すべきという考えを持っております。

3 松下 私は趣旨採択ということで、委員会で決まったものを重視して、趣旨採択でよろしいということだと思います。以上です。

10 田中 一時ストップしてくれという請願を、趣旨採択にするということになりますと、その願意とは全く逆の効果が生まれます。つまり、どんどん事業者のほうも計画を進めてってしまうことになるわけですから、趣旨採択といいように聞こえますが、願意と離れてしまって、それに反するものになってしまうと思います。よって委員長報告では趣旨採択でありましたが、私は採択すべきという点から委員長報告に反対するものであります。

議長 ほかに、討論はありませんか。

8 伊藤 私は委員会で趣旨採択に賛成しました。やはり再生エネルギーということで、風力のみならず、水力、太陽エネルギーいろいろあります。ちょっと延ばしてくれということですけど、きっと調査も長いことやっていると思います。ですからわからんでもありませんけど、あまり引き延ばしついでいうのもどうかなということもありますので趣旨採択決しました。

議長 ほかに、討論はありませんか。

議長 議案に委員長報告に対する反対の立場で発言をお願いします。

4 夏目 私もですね、この請願の趣旨を見てもまだ理解が進んでないというようなことだと思います。建設現場から地元のところまで距離が少なく、風力発電のクリーンなものについては私は賛成なんですけども、現在設楽町のほうでもいろいろな問題が起きたときにそういうような請願の趣旨のとおり住民の理解が進

むまで少し待つてほしいというようなこととございますと、業者については全国のいろいろなデータ、こういうようなものを住民に直接示して、そしてその理解を促進することこそ大事であると私は思っておりますので、住民が理解できるような時間的な猶予を少しとるということは、設楽町の町行政を進めるうえにおいても一番大切なこととございますので、そういう意味合いにおいて、ぜひ採択していただいて、業者のほうから住民のほうに対してですね、いろいろな全国のデータ、要するに風力発電に伴う低周波公害とかそのようなものにですね、納得がいくまで説明していただいて、そのうえで納得されたならば建設というような手法がいいのではないかと思いますので、この際には採択をしてほしいと思います。以上です。

議長 ほかに、討論はありませんか。

9 熊谷 総務建設委員長の趣旨採択には賛成する立場でございます。1点はですね、議会で請願が出たけども、町執行部に対しては出ていないという問題がございます。風力発電はですね、設楽町にとってどのような影響が出るかと我々もいろいろ勉強しとるわけですが、まだまだ議会も町側も勉強不足ではないだろうかというふうに思っております。そのためには、我々が風力によってどのような影響が出るかということをお勉強する必要があるというふうに思っております。よって設楽町の将来をどのように考えることも我々は改めて、議会も行政も考えて判断しなければならぬと思っております。よってこの趣旨採択は、私は妥当だというふうに思っております。以上です。

議長 ほかに、討論はありませんか。

2 金田 採択すべきという立場で討論させていただきます。先ほど渡邊さんから出たように、文教施設、住宅に近すぎるといふ点、疫学的調査がない、住民の方々は現地に行って調査をしていらっしゃる。いろいろな症状が出ている方々からもお話を直接伺ってきているにもかかわらず、そのような症状等に対する国の調査はない、疫学的調査、医学的調査もない。そういうものを文教施設や住宅の近くに持ってきてもらっては困るといふのは切実な願いだと思います。とりわけ、この町には子供たちが残って子供たちを育ててもらおうような方々が、残ってもらわぬ困るので、一番心配されているのはそういう年齢の方々なので、その方々が納得できるまで、止めておいていただくべきだと思います。なお、先ほど十分な調査をしているだろうという御発言がありましたが、例えば生物についての調査は、短期間、2、3日間の調査だけで渡り鳥や何かについては全く正確な調査は行われておりません。これについては、名倉小学校が愛鳥の活動をしている学校として、表彰を受けたりしているということもあって保護者の方々からも、あまりにも調査がずさんではないかという声がありました。また、出力が少なくても3機だけなので、法的にこの調査ではだめですということができない状態です。この環境アセスの評価書がこのままで別に法的にいけませんということができない状態ですので、先ほど田中さんからあったように、業者さんは強引に進めよう

と思えば進めてしまえる状態になっていますので、やはり住民の方々が納得して、安心してクリーンなエネルギーだねということが、進めて大丈夫だねということが納得できるような調査、報告、説明、それから住民の方々の勉強が進む、私たちも勉強するということが進むまでストップしていただくというのは、ほんとに納得できる、住民の方々の要望としてはそういうふうと思うのは当たり前という請願だと思います。以上です。

議長 ほかに、討論はありませんか。

6 村松 そういう心配をされているということは十分に理解したうえで、総合的に判断した結果趣旨採択が妥当だと思います。

議長 ほかに、討論はありませんか。

(討論なし)

議長 これで、討論を終わります。請願第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。請願第2号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

---

議長 日程第48、「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

9 熊谷 それでは、ダム特別委員会の報告をいたします。平成26年第1回設楽ダム対策特別委員会より報告いたします。平成26年3月7日、委員全員出席、設楽工事事務所長、豊川水系対策本部事務局長、設楽町長、委員6名、各執行部の皆さんの出席のもと委員会を開催しました。設楽工事事務所、船橋所長より26年度予算について35億円を予算化されたと報告がありました。そして豊川水系対策本部、佐守事務局長より2月15日に総合センターにおいて、第9回連続公開講座の参加のお礼と、知事が整備局に意見なしとの回答を提出したとの挨拶がございました。審査案件として設楽ダム建設事業について、設楽ダム工事事務所長より付け替え道路調査設計、工事関係位置、現在進行中の調査、設計事業は次の10件について御説明がございました。瀬戸設楽線地質調査業務、瀬戸設楽線橋梁工区地質調査業務、瀬戸設楽線田口工区地質調査業務、瀬戸設楽線橋梁田口工区地質調査業務、瀬戸設楽線道路予備設計業務、瀬戸設楽線測量業務、瀬戸設楽線用地調査業務、瀬戸設楽線橋梁予備調査業務、瀬戸設楽線トンネル予備設計業務、瀬戸設楽線道路橋梁詳細設計業務、そして事業の進捗状況は、水没地面積236ヘクタール約79%、家屋移転120世帯、約97%推進されています。付け替え道路、県道設楽根羽線の工事、工事用進入道路工事は完成。付け替え道路、町道町浦シウキ線工事であります。集団移転地整備事業等について、豊川水系対策事務所より26年度設楽ダム関連事業予算について説明がございました。総額44億4350万8000円でございます。

す。内訳については、設楽ダム直轄負担金等予算が12億6276万6000円、設楽ダム生活再建対策予算31億8074万2000円の説明がございました。設楽ダム対策室のほうから水特基金事業について対策室長より、水特基金生活再建資金申請状況についての説明がございました。以上であります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

---

議長 日程第49、発委第1号「設楽町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

8伊藤 発委第1号「設楽町議会委員会条例の一部を改正する条例」上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項、及び設楽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。提案理由は設楽町課設置条例の一部を改正することに伴い改正するものです。改正の内容は設楽町課設置条例の改正に伴い、税務課を財政課に改めるものです。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発委第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発委第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発委第1号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第50、議案第51号「公の施設の区域外設置に関する協議について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第51号について説明をさせていただきます。公の施設の区域外設置に関する協議について地方自治法第244条の3第1項の規定により、平成26年3月20日に北設楽郡豊根村から別紙のとおり、公の施設の区域外設置について協議がありましたので、これを承認するにあたり同条第3項の規定により議会の議決を求める。平成26年3月25日提出、設楽町長横山光明。1枚はねていただきますと豊根村からの議会の議決書を添えた協議の書類を添付してございます。豊根村村営バス豊根設楽線につきまして設楽町津具字中林26番につぐ診療所前停留所を設け、バスの利便性を図るものでございます。使用開始は平成26年4月1日からといたします。豊根村の公の施設の設置について、設楽町の議会の議決を経て承認をするものでございます。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第51号の質疑を行います。質疑はあり

ませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 51 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 51 号は、可決されました。

---

議長 日程第 51「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第 52「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

平成 26 年第 1 回設楽町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 10 時 59 分